

令和 2 年 9 月 2 日

令和 2 年度消費者志向経営優良事例表彰の実施について（募集）

消費者庁は、消費者志向経営の実施に取り組むことを自ら宣言（以下「消費者志向自主宣言」という。）するとともにフォローアップ活動を行った事業者が消費者志向自主宣言に基づいて行っている優れた取組を表彰し、もって消費者志向経営の推進を図ることを目的として、平成 30 年度から「消費者志向経営優良事例表彰」を実施しているところです。

第 3 回目となる今年度は、消費者志向経営の活動の裾野を拡大するために、消費者庁長官表彰に特別枠を創設し、消費者志向自主宣言又はフォローアップ活動を行っていない事業者も一定の条件の下で応募いただけるようにいたしました。

つきましては、別紙のとおり「令和 2 年度消費者志向経営優良事例表彰」への応募を受け付けますので、御応募いただきますようよろしくお願いいたします。

【本件に関する問合せ先】

消費者庁 参事官（調査・物価等担当）

担 当 : 横見瀬、森本、望月、尾高、古賀

電 話 : 03-3507-9177

メール : g.yuryojirei■caa.go.jp

（メール送信時に、■を@に置き換えて送信をお願いします。）

令和2年度消費者志向経営優良事例表彰応募要項

1. 表彰の対象とする取組

原則として、応募の時点で、消費者志向自主宣言を行った事業者（以下「自主宣言事業者」という。）であって既にフォローアップ活動を行っている事業者が、当該消費者志向自主宣言及びフォローアップ活動の対象とした、消費者志向経営の実施に係る取組が対象となる。

ただし、応募の時点で、消費者志向自主宣言又はフォローアップ活動を行っていない事業者が行う消費者志向経営の実施に係る取組であっても、所定の期限内にこれらを行うことを条件に応募及び表彰の対象とする（以下「特別枠」という。詳細は「4. 応募資格」参照）。

2. 表彰の種類及び数

内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）が行う表彰 1件程度

消費者庁長官が行う表彰（特別枠による表彰2件以内を含む） 3件程度

3. 選考

(1) 選考方法

消費者庁は、消費者志向経営優良事例選考委員会（以下「選考委員会」という。）を開催し、提出された資料及び応募事業者へのヒアリング等を踏まえ、選考委員会の意見に基づき、各賞の表彰候補を選定する。なお、選考委員会の円滑な運営のために、支援を行う。

(2) 選考基準

応募事業者の消費者志向経営の取組について、以下の項目を踏まえ、優れた取組を選考する。なお、消費者庁長官が行う表彰のうち、特別枠については、下記「社会価値の創出」に代わり、別途設定したテーマ※に関する記載内容を判断する。

項目	概要
社会価値の創出	創出した社会価値が、地域や社会、地球環境の課題解決に寄与していること
消費者の行動変容	持続可能性のある商品・サービス等の提供を通じて、消費者の行動変容を促していること

事業の継続性	消費者志向の事業を通し、将来に向けて継続して成長していること
コミットメント・現場力	経営陣が、消費者志向経営に対して明確なコミットメントを表明し、社員が積極的に活動できる体制があること
消費者認識	対象となる消費者を、的確に把握し捉え、共に取り組んでいること
独自性・革新性	「自社らしさ」を生かしながら、新たな発想も取り入れること
外部との連携性	地域や社会、地球環境の課題解決に向けて、社外（地域社会、行政、他社、専門性のある団体等）と協力していること
双方向コミュニケーション	消費者の特性に合った手段を通じ、消費者に分かりやすい情報を発信し、消費者と共感する関係を構築していること

※特別枠のテーマ

テーマ	概要
地域と共に生きる	本業を通して、変化する消費者のニーズを迅速に捉え、地域の社会課題を解決していく取組 <例> 地域のタクシー会社や商店街が、高齢者等買い物難民の買い物の足の確保や、交流や働く場の提供をし、利便性と地域活性の両立
新型コロナ時代を生きる	本業を通して、消費者と協働しながら、新たな価値を提供している取組 <例> 飲食店に農産物や畜産物を卸している事業者と消費者の自宅やフードバンク等をつなぐためのプラットフォーム事業

(3) 留意事項

表彰の種類にかかわらず、表彰された事業者が翌年度以降も応募した場合、当該事業者については、前回の応募後の取組内容を基に審査を行う。

なお、選考委員会において表彰候補となった応募事業者及び表彰候補として検討された応募事業者に対しては、選考の終了後、選考委員会からのコメント

をフィードバックする予定。

(4) 選考委員会

消費者志向経営に高い見識のある有識者により構成される。本年度の委員は、以下のとおり。

【選考委員会委員】

蟹江 憲史	慶応義塾大学大学院政策・メディア研究科教授
末吉 里花	一般社団法人エシカル協会代表理事
竹田 哲之助	公益社団法人日本青年会議所副会頭
名和 高司	一橋ビジネススクール国際企業戦略専攻客員教授
半澤 智	日経 BP 社 ESG 経営フォーラム主任研究員
古谷 由紀子	サステナビリティ消費者会議代表
正木 義久	一般社団法人日本経済団体連合会ソーシャル・コミュニケーション本部長

4. 応募資格

特別枠の表彰を除く、大臣表彰と長官表彰については、消費者志向自主宣言・フォローアップ活動に参加し、消費者志向自主宣言及びフォローアップ活動が消費者志向経営推進組織（以下「推進組織」という。）のウェブサイトに参加事業者として掲載されている事業者であれば応募することができる。

また、応募時点で消費者志向自主宣言・フォローアップ活動に参加していない事業者であっても、①応募時点で自主宣言事業者でない事業者については、本表彰への応募から1年以内に消費者志向自主宣言を推進組織のウェブサイトに掲載されるよう速やかに着手する場合、②応募時点でフォローアップ結果が推進組織のウェブサイト上に掲載されていない自主宣言事業者については、遅くとも応募後の各事業者のフォローアップ期限までに、フォローアップ結果が推進組織のウェブサイトに掲載されるよう速やかに着手する場合には、特別枠の表彰に応募することができる。

ただし、消費者関連法令に関して、過去5年間のうちに不利益処分等を受けていないことを要する。また、反社会的勢力と関係を有する事業者及び公序良俗に反する行為を行った事業者からの応募は認めないものとする。

5. 応募方法

応募事業者は、応募に際して、以下の資料を応募期間内に提出すること。

- (1) 消費者志向経営優良事例表彰応募フォーム
- (2) 消費者志向自主宣言（応募時点で消費者志向自主宣言が推進組織のウェブ

サイトに掲載されている事業者のみ)

(3) フォローアップ結果の概要 (応募時点でフォローアップ結果が推進組織のウェブサイトに掲載されている事業者のみ)

6. 応募期間

令和2年9月16日(水)から11月13日(金)まで

7. 提出方法

令和2年度消費者志向経営優良事例表彰応募フォームに必要事項を入力の上投稿

(<https://form.caa.go.jp/input.php?select=1095>)

8. 今後の予定

- ・令和2年11月下旬から12月初旬頃までの期間において選考
- ・令和3年2月下旬から3月上旬に表彰式等を実施